

避難訓練

語り継がれる

震災記憶

震災記録

震災伝承

第6章

災害を継承して防災の未来づくり



1

大規模災害に備えた対応

(1) 原発事故後の対策と避難計画・訓練

① 原発事故後における安全対策強化の申し入れ

平成 23(2011)年 3 月の原発事故以来、東京電力(株)は汚染水処理や使用済み燃料の取り出しなどさまざまな課題に対応してきたが、未曾有の事故であることからその対応に苦慮し、いわき市民に強い不安を抱かせることとなった。(写真 6-1)

このため、市は国や東京電力(株)に対して、県内すべての原発の廃炉決定や安全対策の確立、現場作業員の労働環境確保、風評払拭のための継続的な支援などを申し入れた。(写真 6-2)



写真 6-1 福島第一原子力発電所 4 号機建屋の内部視察 (平成 25(2013)年 いわき民報社撮影)

② 市地域防災計画(原子力災害対策編)

事故のあった第一原発の廃炉作業および第二原発の燃料搬出作業は長期に及ぶものと考えられることから、市は万一の原子力災害に備えて、地域防災計画(原子力災害対策編)を策定した。

同計画は、原発事故後、緊急時防護措置を準備する区域(UPZ=一般的に原発からおおむね 30km)の市町村に策定が義務づけられたことから、市も第二原発を対象とした暫定版を策定(平成 25〔2013〕年 3 月)し、さらには第一原発を対象に追加するとともに、地震・津波などの複合災害時の対応や、大規模な災害を想定した市外避難を盛り込んだ内容に修正(平成 26〔2014〕年 3 月)した。(写真 6-3)

平成 27(2015)年には、国の原子力災害対策指針で新たに第一原発に対する防護措置を実施する区域の範囲などが示され、県もこれを受けて所管の修正を行ったことから、市地域防災計画(原子力災害対策編)も修正(平成 28〔2016〕年 3 月)した。

修正版では、避難などの防護措置の判断は緊急時モニタリングによる実測結果に基づくことや UPZ 区域外では災害の状況に応じて屋内退避などの防護措置を判断し、プルーム(気体状、または粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団)通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する区域(PPA=一般的に原発からおおむね 50km)では距離による防護措置を定めないこととなった。



写真 6-2 いわき市長が東京電力(株)石崎代表へ安全確保や支援などについて申し入れ (平成 26(2014)年 11 月 いわき市撮影)



写真 6-3 廃炉・汚染水対策福島評議会 (平成 26(2014)年 8 月 いわき市撮影)

③ 原子力災害広域避難計画の策定

県の原子力災害広域避難計画では、具体的な避難先の調整を実施した。市はその内容を踏まえ、全域を対象とした原子力災害広域避難計画を検討。東海第二発電所との同時被災を考慮した西方面、降雪な

どの気象状況を考慮した南方面と、複数方向に備えた避難先を具体的に定めた「市原子力災害広域避難計画」を平成28年3月に策定した。

広域避難が必要となった場合における避難先は、西方への避難については県内21市町村と新潟県24市町村、南方への避難については茨城県35市町村を定めている。(図6-1)

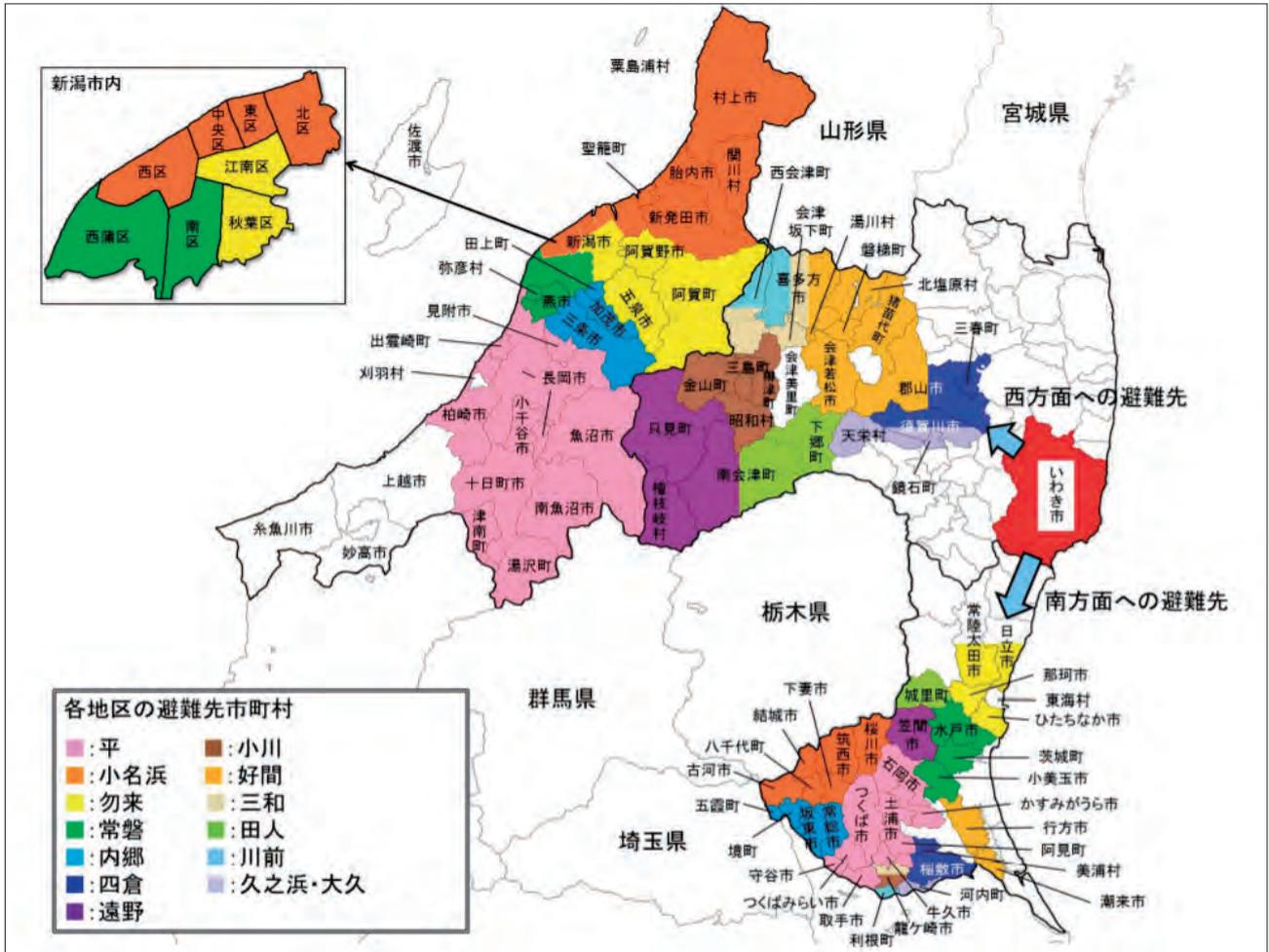


図6-1 市原子力広域避難計画避難先

④ 津波ハザードマップの作成

平成24(2012)年8月、市は東日本大震災での浸水域を示した「津波ハザードマップ暫定版」を作成した。

平成24年10月には、国土交通省が「津波浸水想定の設定の手引き」を策定。これを基に、市は地域防災計画の見直しを行うとともに、満潮時や地盤沈下などの悪条件下での最大クラスの津波をシミュレーションし、平成26年10月に新たな「津波ハザードマップ暫定版(第2版)」を発表した。(写真6-4)

ハザードマップでは、市内を17区域に分けて、津波浸水深ごとに0.01m以上0.3m未満から20m以上までの7段階で色分けし、津波避難場所、津波避難ビル、防災行政無線などの位置を表示した。

第2版では、津波浸水域が東日本大震災時の18km²から43km²と約2.4倍に広がり、想定される避難者は約4万4千人に達すると示された。



写真6-4 市津波ハザードマップ(第2版)〔平成26(2014)年11月 いわき市〕

⑤ 自動車避難

東日本大震災においては、地震と津波、原発事故が連続して起こったが、同時ではなかったため、避難者の行動は様々であった。

また、ガソリンの供給が十分でなかったこともあって、自動車避難による渋滞は起こらなかった。(写真6-5)

ところが、平成28年11月の余震で津波警報が発表されると、自動車避難による渋滞が発生した。このことから、平成29(2017)年1月に市や県、いわき3警察署は「津波災害時における自動車避難検討部会」を結成し、この年から沿岸部を中心に自動車を使った避難訓練を実施した。(写真6-6)

平成31(2019)年3月、同部会は、津波が発生した際、原則徒歩で避難することとし、付近に高台がなく歩くのが難しい方は遠隔地に自動車で避難することが認められる基本方針を策定した。



写真6-5 押し寄せる津波から避難する自動車・アクアマリンふくしま付近 [平成23(2011)年3月11日午後3時27分 いわき民報]



写真6-6 自動車による津波防災避難訓練・平上高久 [平成30(2018)年9月 医療創生大学震災アーカイブ室撮影]

(2) 避難訓練

① 津波避難訓練の実施

震災後の混乱が落ち着きながらも、余震が続く不安定な日々のなか、海岸に近い幼稚園・保育所や小中学校では、津波避難訓練が行われた。(写真6-7、6-8)



写真6-7 豊間小学校の津波避難訓練で裏山へ避難 平成24(2012)年2～3月に避難路を整備。 [平成25(2013)年4月 いわき民報社撮影]



写真6-8 海岸に近い錦東小学校では校舎3階へ避難 「おさない・かけない・しゃべらない・もどらない」が共通目標。 [平成25(2013)年4月 いわき市撮影]

② 総合防災訓練、原子力防災訓練

平成25(2013)年8月、市は東日本大震災の教訓を踏まえながら、住民の防災に関する知識の向上と防災関係機関の技能の習得を目的に「市総合防災訓練」を実施した。沿岸部全域で「津波避難訓練」、内

陸部全域で「地区防災訓練」を実施したほか、初めて久之浜・大久地区の区長や民生児童委員、消防団員を対象に、地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて地域の避難所や避難ルートなどを地図で確認し具体的な対応を協議する「原子力災害図上訓練」を実施した。

平成26(2014)年度の市総合防災訓練は平日に実施し、地域の自主防災組織や教育施設、事業所などが加わった訓練となった。原子力防災訓練では、原子力発電所に近い北部地区の久之浜・大久、小川、四倉、川前の地区において順次実施された。(写真6-9)

平成27(2015)年11月に、小川地区では「図上訓練」を実施したうえで、県の原子力防災訓練と組み合わせた「実動訓練」を実施し、住民が参加して田村郡三春町^{みはるまち}や河沼郡柳津町^{かわぬまぐんやないづまち}への広域避難が行われた。(写真6-10)

その後も対象地区を変えながら市原子力防災訓練を毎年開催するなど、訓練は継続されている。



■写真6-9 久之浜・大久地区で原子力防災実動訓練（平成27(2015)年1月 いわき市撮影）



■写真6-10 名前をチェックして三春町へ住民避難訓練（平成27(2015)年11月 いわき市撮影）

(3)大規模災害時の防災拠点を整備

平成29(2017)年4月、21世紀の森公園内に「屋内多目的広場（いわきグリーンベース）」を設置した。

物資の受け入れや保管、配分に円滑性を欠いた震災の教訓から、交通の利便性が高く、速やかに物資を集積、市内各所に分配するなど、初期対応の強化が期待できることから設置したもので、非常時には大量の支援物資を効率よく受け入れ、迅速に被災者に供給する災害時拠点施設となる。(写真6-11)

なお、同施設を有効活用するため、平常時には、ゲートボールやフットサルなどができる施設として活用している。(写真6-12)



■写真6-11 21世紀の森公園内に災害時防災拠点施設を建設（平成28(2016)年9月 いわき市撮影）



■写真6-12 21世紀の森公園屋内多目的広場（いわきグリーンベース）が完成（平成29(2017)年3月 いわき市撮影）

2

東日本大震災の記憶・記録を未来に

(1) 語り継がれる大地震

① 土地に言い伝えられる津波

ア 沼ノ内の津波伝説

海岸から直線で約2km離れた平沼ノ内^{ぬまのうち}字堂下の磐城33観音第18番札所・沼ノ内^{どうした}観音(別称・作の観音)には、恐ろしい津波から村を救ったという伝説があり、観音様が祀^{まつ}られている。(図6-2)

昔、この地方一帯の海岸に津波が襲い、多くの死者が出た。そのとき、海へ漁に出ている漁師の太兵衛が、盛んに自分の名を呼んでいるのを聴き、はっとして海岸の方を見た。すると白馬に乗った観音様が“太兵衛、まもなく津波が襲ってくるぞ。早く戻って、陸に上がれ”と大きな声でせきたてた。驚いた太兵衛は、自分のまわりで漁をしていた仲間の者に、このことを知らせて避難した。不思議にも、漁師を守っていた観音様の白馬が防波堤の役目をし、大津波を防いだ。おかげで、漁師や村の人は危ないところを命拾いした、という。

改めて、観音様のありがたさを知った人々は、ますます信仰を深めたという。

イ「塩木」の由来

四倉町には、仁井田川^{にいだがわ}沿いに「塩木^{しおき}」という地名がある。地名は固定ではなく、縁起が良い、あるいは異なった文字を当てはめることがある。

元の「潮来^{しおき}」、つまり津波が来る、という地名が転じたと考えられるが、この説とは別に、大津波が起こる前に「塩木」という地名が古文書にあるという。

『地名の語源』によれば、「塩」という由来には、川の曲流部、たわんだ土地、塩(潮)や海との関連など幾通りか解説されていることもあって、必ずしも確かではない。いずれにしても地名になぞらえて津波の怖^{こわ}さを伝えている。(図6-3)



■ 図6-2 平沼ノ内字堂下の磐城33観音第18番札所・沼ノ内観音 [1.25,000 地形図 平(平成18年更新) 国土地理院発行]



■ 図6-3 四倉町に残る地名「塩木」 [1.50,000 地形図 平(平成19年修正) 国土地理院発行]

② 繰り返されていく大災害

今を生きる人々にとって、地震の記憶は昭和13(1938)年までさかのぼるが、それでも震度5だった。人は移り変わり、残念なことに不幸はその大きさに比例して語り継がれるものの、やがて記録だけになり、見返されることもなくなる。

そして、災害がある一定期間発生しなければ、過去の災害は顧みられなくなる。その結果、大きな地震は起きない、大きな台風は到達する頃には勢いは弱まるなど、災害に遭わないという“都市伝説”にも似た安全神話が流布するようになる。

平成 22(2010)年 2月 27日、南アメリカのチリで地震が発生した。気象庁は、翌朝岩手・宮城・福島沿岸に「3m以上」の大津波警報を発表した。この報を受け、市は市内沿岸地域 1,939世帯に避難勧告を出し、市内 24か所に避難所を開設。このうち 14か所に 353人の市民が避難した。避難勧告が解除されたのは翌日だった。避難した住民は、避難所で一昼夜を明かした。小名浜港で観測した津波の高さは 80cm だった。

避難所に避難した市民は一昼夜、不安な夜を過ごした。その後、警報・注意報の解除が遅くなったことを気象庁は謝罪した。

このとき、注意を喚起する側、この情報を受け取る側、受け止め方はさまざまであったことだろう。気象庁は、昭和 35(1960)年のチリ地震の被害が念頭にあったものと考えられる。(写真 6-13)



■写真 6-13 チリ地震が起因して、遠く離れた四倉海岸に津波被害 (昭和 35(1960)年 5月 24日 小泉屋文庫提供)

③ 過去のデータで動かされる“予測”

古い記憶は、常に新しい記憶に上塗りされがちである。津波といえば 1年前に発生したチリ地震が新しい記憶として残るなかで、東日本大震災を迎えることになった。

大地震が起こった 3分後、気象庁からいち早く「大津波警報」が発表された。このときの津波の高さは「3m以上」だった。警報を受けた沿岸市民の認識は、そのときの予測「3m以上」は「3m」であり、前年度の「3m」の結果である 80cm と重ねることになった。

しかし、それが 28分後には「6m」に修正、さらに 44分後の午後 3時 30分には「10m以上」に修正された。気象庁は、警報そのものを出すことを優先した。最初の揺れを重視し、これほど長い揺れと大きさに至るとは予測していなかった。(写真 6-14)

大津波に見舞われた後に記録として掘り起こされたのは、約 1千年前に発生した貞観地震だった。つまり今回の地震は 1千年ぶりの大きさとなる地震だった、と。未曾有の津波は、まさに歴史上の出来事と比較されることになった。(写真 6-15)



■写真 6-14 防潮堤を越え、集落の中まで押し寄せる津波・平豊間 (平成 23(2011)年 3月 11日 午後 4時 9分 鈴木明利氏撮影)



■写真 6-15 被災したガレキの中から助け出された家族の大切な“もの” (平成 23(2011)年 3月 27日 坂本直道氏撮影)

④ 新たな伝説を生む稲荷・秋葉神社

久之浜^{ひがしまち}字東町の稲荷・秋葉神社は、防潮堤からわずか50mしか離れてなかったにもかかわらず、周囲の家屋が土台を残し流失したなか、鳥居が土台から倒れ、本殿は少し傾いたが、大きな損傷には至らなかった。津波被災は最小限度だったのは、神社が1.2mかさ上げされ、改築されてから間もなかったことによるものと考えられた。

また、同時期に発生した火災が境内の裏まで回ったにもかかわらず、延焼を逃れた。

これらのことから、奇跡の神社として語られている。(写真6-16)

同神社は明治37(1904)年の大火でも延焼を免れていて、以来火災を防ぐ守り神・秋葉神社が併せて祀られている。

同神社は防災緑地予定地の端に位置し、内陸への移転が検討されたが、地元民から現在の場所での保存を求める声が多くあがったことから、緑地施工を変更した。

地元住民は、平成25(2013)年11月、神社の柱や壁を修復して復興の象徴とした。



写真 6-16 大津波と火災で焼け出された東町で延焼や津波を食い止めたようにみえる稲荷・秋葉神社 (平成23(2011)年9月中根長久氏撮影)

(2) 歴史的にみる震災伝承の変容

① 震災記憶・記録の継承とその目的

一般的に、災害は社会的な影響が大きいほど多くの人々の記憶に残る。震災の記憶がない次世代へは、学校教育などで伝承される。社会的に大きな出来事、歴史的に残るような出来事ほど、記憶だけでなく記録されて学習を通じて子孫に継承できるといえる。記録されるのは、記録するに足る歴史的な事象として多くの人に認識されているからである。

いわきの場合、歴史上の画期的な部分となる、政治、文化、経済、産業などの出来事、具体的には豊富な化石発見、戊辰戦争の攻防、石炭産業と地域発展、港湾の機能変遷、観光に寄与する温泉などは、多様な観点で記録されている。

しかし、記憶の伝えられ方は影響の差異によって異なり一様ではない。時の風化を経て時間とともに変容していくことは十分に考えられる。

その歴史的な流れのなかで起こった東日本大震災が記憶や記録などによって伝承されていくことが必要なのは、これまで記録されてきた歴史が後の社会へ影響を及ぼすのに加え、将来同様の震災に見舞われた際に、悲劇を繰り返さないためにほかならない。

② これまでの大災害を伝承する取り組み

有史以来、大小いくつもの震災が発生し、大きな災害はその状況を文字として記録、あるいは被災地域内の碑や野仏に刻まれ、または親から子へ、そのまた子へ伝えられてきた。

ア 関東大震災

最も多くの教訓として遺されているのが大正12(1923)年9月1日に発生した関東大震災である。

大震災を伝える施設には、被災者らによって東京市本所区(現東京都墨田区)に建てられた「復興記念館」がある。震災被害の一次資料や被災時の様子を伝える絵画の展示、復興計画の立案と実施などが展示されている。そのほか、遭難者の遺骨を納める霊堂・東京都慰霊堂もある。(写真6-17)



■写真6-17 関東大震災で最も被災が著しかった個所の一つ、本所被服所付近 [大正12(1923)年9月 郵便絵がき]

都市機能が大きく変容した現代との比較は難しいが、たとえば避難渋滞が起これると想定される自動車が当時は大八車で、ともに道路を占拠する事態になったことなど、現代に起こり得る避難のあり方について共通項は多く見出せる。

また、時代の節目や9月1日には、教訓の一部が各種報道機関によって取り上げられている。因に流言やデマなどは、情報ツールが現在のネット社会との違いこそあれ、繰り返されている事実がある。

福島県は、市町村に関東大震災の追悼記念として、申し合わせ事項を通達した。昭和2(1927)年には、日本国民禁酒連盟の希望を取り入れて県経由で「酒なしデー」を通牒に盛り込んだ。平町(昭和12(1937)年に平市へ市制施行)議会においても、「9月1日に行はるべき公的会合に酒を用ゐざること」「各個人戒めて酒を慎むこと」などが周知された。(新聞6-1)

けふ震災記念日

各官廳並に一般家庭で

一分間黙禱

けふ九月一日は大正十二年関東大震災の十周年記念日に當つてゐるので平町では町役場が主体となり各學校長、青年團、青年訓練所、その他各種団体に依頼し「酒なし日」「反省の日」

「けふ九月一日は大正十二年関東大震災の十周年記念日に當つてゐるので午前十一時五十八分には各官廳並に各家庭に於ては被災犠牲者の冥福を祈ると同時に互に反省して難局を打開するやう一分間黙禱を行った。」

■新聞6-1 関東大震災の日に合わせて、黙とうや自粛の行動を促す様子を報じる新聞 [昭和7(1932)年9月1日付『磐城時報』]

この行事は戦争が激しくなる昭和10年代末まで続けられ、毎年9月1日には慎み深い1日を過ごしていた。

昭和35(1960)年、9月1日が「防災の日」に定められたのは、この日に発生した関東大震災にちなんだものである。(新聞6-2)

関東大震災記

念日に黙禱

温泉神社

常磐市鎮座湯本温泉神社(佐波古直貞宮司)は例月の一日参りの信仰者十数人がいるので、明後一日午前八時からこの信仰者を社殿に招いて合同礼拝祭を行なうことになった。この日は関東大震災記念日でもあり、黙禱をささげ、国家安泰、家内安全などを祈願する戦後はじめての試みである。

■新聞6-2 震災後40年を経て、温泉神社では関東大震災の日時に合わせた黙とう [昭和38年(1963)年8月30日付『いわき民報』]

イ 伊勢湾台風

昭和34(1959)年9月、日本に上陸した台風第15号は紀伊半島から東海地方にかけて猛威を振るい、死者4,697名、行方不明者401名の犠牲者を出した。この台風被害の特徴は、伊勢湾沿岸では海面下の地域があり、多くの家屋損壊・流失などが伴ったことである。その被害の甚大さから、「伊勢湾台風」と

第6章 災害を継承して防災の未来づくり

名づけられた。

その記憶と記録は伊勢湾台風資料室、名古屋市港防災センターなどに伝えられている。

この災害を踏まえ、昭和 37(1962)年 7 月、「災害対策基本法」が施行された。総合的、計画的な防災行政の実施を目的としたもので、緊急災害対策本部の設置を規定。各自治体は防災計画を策定し、防災活動の体制化を図ることや復旧活動の実施、激甚災害への対応などを定めている。

なお、いわき地方の市町村はさまざまな方法で伊勢湾台風被害へ支援の手を差し伸べた。このうち、小名浜の鮮魚関係者 32 人は日頃から名古屋地方と取り引きしていることから、恩返しとして、貨車 1 両分の塩蔵サンマを贈っている。

ウ 阪神・淡路大震災

平成 7(1995)年 1 月には、関西地方で内陸型の大規模な地震が発生した。死者 6,434 名、行方不明者 3 名の犠牲者を出し、多くが木造家屋の倒壊や家具の転倒による下敷きによるものだった。関東大震災では焼死、東日本大震災では津波による水死が多かったことは異なる被害状況である。その被害の甚大さから「阪神・淡路大震災」と名づけられた。

この災害は、普及し始めていたインターネットによる情報伝達、さらにはそれを通じたボランティア活動の拡大など、大きな転換期ともなった。いわき市もまた、支援の手を差し伸べた。(写真 6-18)

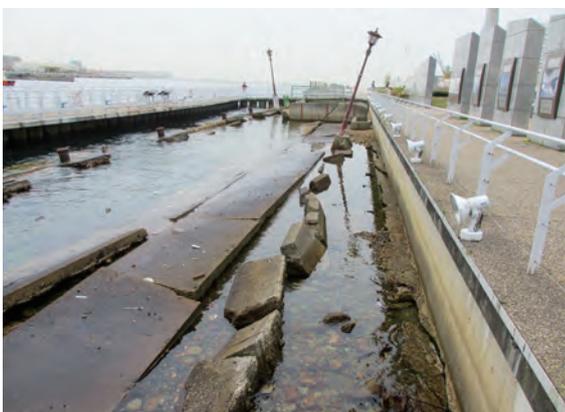


■写真 6-18 阪神・淡路大震災の募金活動とボランティア募集・市環境フェア (平成 7(1995)年 5 月 いわき市撮影)

震災に関する情報やデータ、その痕跡を伝える地形や建造物が遺されている「人と防災未来センター」は、災害・防災・減災の学習・追体験、語り部ボランティアなどを備えており、「神戸港震災メモリアルパーク」では、港湾の一部が被災当時のまま保存されている。(写真 6-19)

また、防災教育を通じてさまざまな対応を各種プログラムに組み入れ、次世代に継承する試みが行われている。(写真 6-20)

その一方で、情報が多すぎるのに加え、建物倒壊や大火災という特色に引き寄せられやすいという側面は否めない。



■写真 6-19 阪神・淡路大震災で被災した神戸港メリケン波止場(神戸港震災メモリアルパーク) 鋼を帯状に打ち込み岸壁の倒壊を防ぎながら、倒壊した部分や傾いた照明灯をできる限り保存した。(平成 30(2018)年 4 月 いわき明星大学震災アーカイブ撮影)



■写真 6-20 阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」の展示 東日本大震災との違いが紹介されている。(平成 30(2018)年 4 月 いわき明星大学震災アーカイブ撮影)

③ デジタル化が拡大する契機となった東日本大震災

阪神・淡路大震災を契機として生まれたのは「ボランティア元年」というフレーズであるが、このことと関わって「インターネット元年」という言葉も生まれた。

日本では長らく「ボランティア」は、それを趣味とするか、ある意味で特別な市民が行うものというイメージが強かった。しかし、阪神・淡路大震災をきっかけに、それまでボランティアに携わってきた人々とは異なる多くの市民がインターネットを介して災害ボランティアとして参加した。

インターネットが広まるにつれて、新たな情報が発掘され、それまでの枠を超えて拡大していく。

そして、この流れを大きくする契機となったのが、皮肉にも東日本大震災であった。

国は、東日本大震災への支援として、「何が起きたのか、伝えたい」に重きを置いて、被災地の復旧・復興を後押しする施策を進めた。それは震災以降の災害対策の状況や復旧・復興の経過、さらには個々人の体験談など広範囲に及び、後述するように「震災アーカイブ」という言葉を根付かせる契機ともなった。

④ 令和元年東日本台風および 10月25日の大雨による災害

大震災から8年余を経た令和元(2019)年10月12日から13日にかけて、いわき市を直撃した台風第19号(後に「令和元年東日本台風」と命名)では、記録的な大雨に見舞われた。

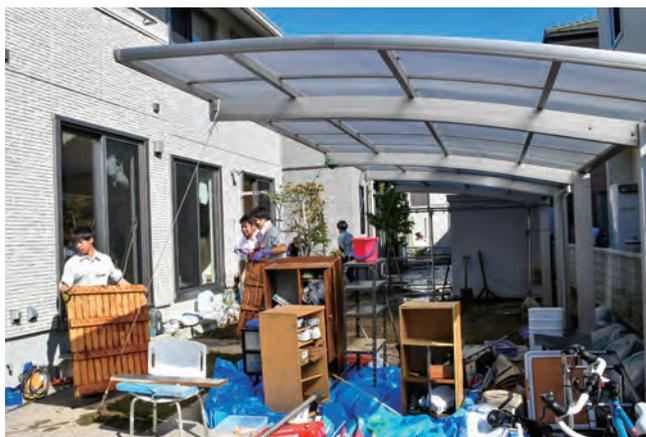
被害は夏井川流域を中心に死者12名、負傷者31名、住家被害は全壊が103棟(121世帯)、大規模半壊759棟(899世帯)。さらに農林水産業関連被害は約62億円、商工観光施設被害は約201億円に及んだ。加えて、基幹浄水場である平浄水場の被災に伴い、約4万5,400戸が断水した。(写真6-21、6-22、6-23、6-24)



■写真 6-21 夏井川が氾濫して被災した平中平窪・自衛隊が住居に取り残された市民をボートで救出【令和元(2019)年10月いわきジャーナル撮影】



■写真 6-22 住民を救出【令和元(2019)年10月いわき民報社撮影】



■写真 6-23 浸水した家財を運び出す住民【令和元(2019)年10月いわきジャーナル撮影】

市は避難勧告や避難指示など、早めの避難呼びかけを行うとともに、厳重な警戒と避難所開設などの対策に努めたが、平地区の赤井、平窪、好間地区、小川地区などで河川堤防の決壊や越水による床上浸水や土砂災害が極めて短時間で発生した。いわきと中通りを結ぶ幹線道路も寸断した。(写真6-25)

また、10月25日にも低気圧の影響でふたたび半日で1か月の降水量を超えるほどの大雨に見舞われ、先の被災地を中心に被害が拡大した。

第6章 災害を継承して防災の未来づくり

市は東日本大震災の経験を活かし、市・県営住宅などの一時入居や民間借上げ制度、生活再建の基盤確保やボランティアの受け入れ態勢を整えた。

東日本大震災後は、さまざまな検証が成され、その後の防災訓練にも降雨は想定されたが、震災の記憶が濃く、またいわき市はこれまで多くの死者を出すような台風被害に遭わなかった経験から、大雨への警戒は薄かった。

市民の「避難勧告」と「避難指示」の違いに対する理解不足、避難所へ避難することが困難な場合の対応、時間帯に応じた避難方法など、情報と行動の谷間をどう埋めるかなどの課題が残った。

市は令和元(2019)年12月、災害対応などについての検証委員会を設置し、課題とされた避難勧告などの情報伝達方法や避難行動要支援者の避難、新たな課題となった新型コロナウイルス感染症などについて論議を深め、令和2(2020)年8月、最終報告書をまとめた。



■写真 6-24 平下平窪地内の平浄水場が被災し、断水 全国の水道事業者などの応援で、10日後には通水にこぎつけた【令和元(2019)年10月 いわき民報社】



■写真 6-25 いわきと中通りを結ぶ幹線道路が寸断・田人町 復旧に長い期間を要した【令和元(2019)年10月 いわき民報社撮影】

(3) 震災記憶・記録伝承の課題と実践

① 遺物と遺構

震災伝承の取り組みとして、まず行うのが被災の記録・保存である。現物資料は、“遺物”と“遺構”に区分できる。この違いは分かりやすく言えば“動産”か“不動産”かである。遺物は、壊れた時計や災害時の衣服、メモ書きなど、遺構は、地面に表れた断層や破壊された建物などである。

(写真 6-26)

このほか、被災現場を映した写真・映像や新聞、さらには震災を解説した研究や災害後の復旧・復興期の記録なども遺物となる。

震災以降、震災関係者だけでなく、多くの市民がその状況を捉えようと、津波・地震の惨状や復旧・復興などの経過を、映像、写真、証言など、様々な手段で遺してきた。



■写真 6-26 大津波で被災した時計 豊間中学校解体前の見学会で展示された。【平成27(2015)年4月 いわき市撮影】

② テーマの抽出

次に膨大な資料のなかから、具体的な課題に沿って記録を抽出してテーマとして体系化することが必要になる。テーマは震災をどのように捉えるかによって異なり、多岐にわたる。震災の特性によっては、これまでにないテーマが、浮かび上がることが考えられる。

地震や津波のメカニズム、防災対策・再構築、復興のあり方、災害に強い都市・施設整備、防災体制のあり方、情報発信、風評払拭、土地利用、歴史的な考察、風化への対応など、そのテーマを必要な人や組織などによってさまざまな形態へ導かれ、いわき市において、東日本大震災はその多様なテーマが表出しているとみることができる。(写真6-27)



■写真 6-27 原発事故による風評を払拭するために行われた広報・物販活動 JR新橋駅前の『がんばっぺ!いわき』オール日本キャラバン (平成23(2011)年4月 いわき市撮影)

③ 伝承するためのシステムづくり

国立国会図書館と総務省は、東日本大震災で被災した地域の様々な団体などを横断検索できるポータルサイト「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ」(愛称:ひなぎく)を構築した。写真は約64万点超、映像は1万点超を数える。

同館では、①コンテンツ収集における権利処理(著作権、肖像権、個人情報、プライバシー、二次利用)、②時間の経過による記録の散逸・記憶の風化への対策、③地域のアーカイブ支援、④利活用の促進(防災・減災対策、防災教育、学術研究)を課題として挙げている。

いずれにしても、行政や地域社会のなかで伝承のためのシステムを考えていかなければならない。忘却が進むなか、長期的な震災伝承は困難になる。(写真6-28)



■写真 6-28 被災地交流会「先例に学ぶ 絆をつなぐプロジェクト～中越からのメッセージ」・勿来市民会館 毎年、先例被災地である小千谷市と交流を継続している (平成24(2012)年2月 いわき民報社撮影)

④ 歴史的視点の必要性

国は、東日本大震災への支援として、「何が起きたのか、伝えたい」に重きを置いたことを前述したが、もう一つ「そもそも何が失われたのか」という提起がなされた。

被災したほとんどの市町村では、国の支援を得て復旧・復興が進められているが、なかにはいわき市のように、大学や研究者の協力を得て、大震災を機に文化的価値のある伝統行事や祭を復活させている市町村もある。(写真6-29、6-30)

第6章 災害を継承して防災の未来づくり



■写真 6-29 白水阿弥陀堂の修復見学会 [平成 24(2012)年 6月
いわき市撮影]



■写真 6-30 小浜町の「左義長」が 32 年ぶりに復活 盆送り行事の一環として行われていた。 [平成 28(2016)年 8月
いわき市撮影]

⑤ デジタル・アーカイブの可能性

災害に限らず、インターネットの普及が進むなかで、政府は平成 15(2003)年にデジタル・アーカイブに対する考えを示し、「2005 年度までに、放送・出版、映画等のコンテンツや、美術館・博物館、図書館等の所蔵品、Web 情報、地域文化、アジア諸国との関係に関わる重要な公文書等について、デジタル化・アーカイブ化を推進し、インターネットを通じて国内外に情報提供が行われる必要な措置を講ずる」としている。

このように、当初は博物館所蔵品や美術品など“文化的価値のある所蔵物”や“国に関わる重要な公文書”のデジタル化の対象とされてきたのが、インターネット社会が広がるにつれて、人々が記録してきた経済、教育、交通などから日常生活までさまざまな資料を対象としたものまで含まれるようになった。

⑥ 「語り部」により継がれる震災

過去の大震災、特に阪神・淡路大震災以降、被災経験を後世の人々に語り伝えようとする「語り部」の存在が注目されてきた。(写真 6-31)

語り部になる動機はさまざまであるが、ボランティア活動を経て被災地への思いが強くなり、語り部になる方もいる。

語り部の内容も、震災当初は津波の脅威や被災の臨場感をガレキが残るなかで語ることから始まり、ガレキが撤去されて復興土地区画整理事業が進み、現地震災を想起することが困難になると、写真パネルや映像を使って活動してきた。(写真 6-32)

また、語り部自身にとっても、被災体験のつらさを吐露することによって、気持ちの浄化が進み、同



■写真 6-31 「いわき防災サマーキャンプ in 勿来」で消防団員による実体験を披露・「語り部さん」のお話 [平成 25(2013)年 7月
いわき市撮影]



■写真 6-32 津波被災の状況を復旧、復興のなかで語る・赤井公民館の市民講座「いわきの今を知ろう。津波被災地視察」 [平成 26(2014)年 12月
いわき民報社撮影]

様の活動をする人との交流によって情報交換や自らの体験の掘り下げができ、活動の充実が図られる契機となった。

(4) 被災した建造物の行方

① 歴史的建造物への見方

遺物は簡単に移動できることから、博物館や化石館などに収集された。

一方、文化財級の遺構は保存の対象となるが、近代の遺構となると登録有形文化財の指定はともかく、それが将来どのように位置づけられるか明確でないので、保存の是非を判断するのは難しい。いわき市の場合は、かつていわきの経済を支えてきた商業や漁業、石炭産業の遺構が近代化遺産と呼ばれながらも、これをどのように評価するか、明確な基準はなく、今も市内に点在している。(写真6-33)

ましてや震災遺構に関しては、まだ歴史上の解釈が定まっていないので、どのように扱うか、いわき市だけでなく東日本大震災で被災した自治体に共通する課題となった。

環境省は、東日本大震災で被災した建物を対象に、期限付きで家屋の取り壊し費用を国負担で行うという支援策を打ち出した。

この支援策は急を要したということもあり、文化財保護の観点では検討されなかった。

市内にあった登録有形文化財の旧三函座(常磐湯本町の旧劇場・映画館)、旧四倉銀行(四倉町字東四丁目)は個人所有であり、その資力では維持不可能であったため、取り壊しとならざるを得なかった。(写真6-34、6-35)

ほかにも、いくつかの古い建物が失われていった。



■写真6-33 明治時代に建設された平字五町目の旧金屋 震災で被災したが、補修した。〔平成28(2016)年3月 いわきジャーナル撮影〕



■写真6-34 四倉銀行の外観〔大正時代 郵便絵はがき(株)四倉銀行発行〕



■写真6-35 取り壊しになった、登録有形文化財の旧四倉銀行〔平成24(2012)年8月 小泉屋文庫撮影〕

② 震災遺構として検討された旧豊間中学校

豊間中学校は、連合国軍総司令部(GHQ)の指示によって6・3・3制の義務教育が施行され、全国の中学校と同様に昭和22(1947)年4月に開校した。町村単位では1校が目安となり、独立校舎を持つことが命令された。

しかし、当時戦後の荒廃によって行政の財政運営が困難であったことから、全国の中学校は小学校校舎の一部や類似の施設に間借りしていた。

豊間中学校も小学校併設で開校。この間中学校の



■写真6-36 木造時代の豊間中学校 鉄筋化される直前の風景。〔昭和55(1980)年6月 いわき市撮影〕

第6章 災害を継承して防災の未来づくり

敷地を検討し、小学校に近い平市大字薄磯に建設した。(写真6-36)

以来、地域住民の拠り所(昭和27〔1952〕年4月に独立校舎が落成)として、また夏季には同校校庭が海水浴場の駐車場として開放されるなど、地域に根差した学校として親しまれてきた。

東日本大震災の大津波では、薄磯地区の浸水区域の建物のほとんどが流失するなかで、唯一原型をとどめたのが豊間中学校の校舎と体育館だった。

被災後、同校の卒業生を中心に地元住民による清掃活動が行われ、平成24(2012)年7月、薄磯復興協議委員会がまとめた報告書のなかで、防災教育などの施設として校舎の利用可能性を提案された。

その後、安全性を考慮して現場再建ではなく高台の小学校隣地への移転が決まり、旧校舎は震災遺構として保存が決定された。一方、体育館は解体が決定。解体前の平成25(2013)年10月には、津波で被災しながら関係者の努力によって部品の取り換えを行い、「奇跡のピアノ」と呼ばれ復活したピアノの前で、3年ぶりに集まった卒業生が歌声を披露して別れを告げた。(写真6-37)

しかし、平成25年11月、復興庁は「各市町村につき1か所までを対象として、震災遺構の保存に必要な初期費用を支援する」という趣旨を公表した。

“各市町村につき1か所までを対象”ということは、いわき市では、単にそれまでの豊間・薄磯・沼ノ内地区民の意向ではなく、市全体のなかの1か所として考えなければならなかった。

その後、旧豊間中学校区住民から起こった保存反対運動から解体へ向けた方針決定へ転換し、平成27(2015)年7月に解体された。(写真6-38)



■写真6-37 豊間中学校体育館で被災したピアノが修復されて復活
〔平成24(2012)年3月 いわき民報社撮影〕



■写真6-38 解体前の見学会 卒業生や地元民などが名残を惜しんだ
〔平成27(2015)年4月 いわき市撮影〕

(5) いわき市における震災継承の取り組み

いわき市は、震災関係の遺構の保存や遺物収集、震災および復旧・復興の映像・写真データの保存に努めてきた。

① 大断層を市天然記念物に指定

田人町旅人～田人町石住の井戸沢断層(塩ノ平断層)は、海溝型の東北地方太平洋沖地震の誘発地震「福島県浜通り地震」で出現した断層(29ページに記述)である。断層面の傾斜角は約80度、最大で約2mの落差で西側が落ち込んだ現場は、地震遺構として学術的に大変貴重であることから、市は平成28(2016)年5月に田人町黒田字塩ノ平地内の2万492㎡を市天然記念物(地質鉱物及び地形)に指定した。(写真6-39)

地震発生2年後の平成25(2013)年からは、田人地域振興協議会が地権者などの了解を得て、断層面に

沿って延長14kmに高さ約3mのイチヨウ1本を毎年4月に植樹している。犠牲者(4名が死亡)の追悼と震災の記憶を後世に伝えるため、毎年植樹の際には、地震発生日時、地震の規模を示すマグニチュード、震度などを記した石柱を設置している。(写真6-40)



■写真6-39 市天然記念物(地質鉱物及び地形)に指定された「井戸沢断層」・ふくしま震災遺産保全プロジェクトのアウトリーチ事業「活断層に学ぶ」(平成27(2015)年3月 いわき民報社撮影)



■写真6-40 田人町の塩ノ平断層地ラインに毎年イチヨウを植樹(平成30(2018)年4月 いわき市撮影)

② 震災からの復旧・復興を記録

市の震災対応や復旧・復興の過程は、平成23(2011)年度の『東日本大震災から1年 いわき市の記録』、平成24(2012)年度の『いわき市・東日本大震災の証言と記録』、平成25～27(2013～15)年度の『東日本大震災・いわき市復興のあゆみ』に、さらには、被災地の復旧・復興の状況を、市から避難した人々に伝えた『いわきふるさとだより』などに、それぞれ記録してきた。(写真6-41)

久之浜・大久地区復興対策協議会では、平成27年12月に被災体験や教訓などを後世に語り継ぐと、小学5年生から80代までの地区民50人から寄せられた手記などをまとめた「東日本大震災 久之浜・大久証言集」を発刊。勿来地区の津波被災3地域(小浜町、岩間町、錦町須賀)でも、証言集『わすれなぐさ』や『小浜町、岩間町の昔、今を未来に』が発刊された。(写真6-42)

NPO法人「3・11被災者を支援するいわき連絡協議会みんな」は、平成25年6月から平成27年12月まで情報紙「一歩一報」を発行した。

また、いわき明星大学(現医療創生大学)が福島県浜通り一帯を対象で行ってきた「浜通りの記憶」事業や東日本国際大学、福島工業高等専門学校、その他大学の研究室やプロジェクトなどによって報告書などにまとめられている。



■写真6-41 東日本大震災に関する市発行の図書(令和元(2019)年11月 医療創生大学震災アーカイブ室撮影)



■写真6-42 被災地域団体が発刊した証言や歴史をまとめた冊子(令和元(2019)年11月 医療創生大学震災アーカイブ室撮影)

③被災以前にさかのぼる歴史的観点からの記録

被災以前の地域の景観を記録しようとする例がある。

市内豊間・薄磯・沼ノ内地区(昭和29〔1954〕年まで豊間町を構成)では、平成25年2月、市民団体「プロジェクト傳」が震災前の同地区における家屋の配置を忠実に再現しようと、『あんばさまの町図絵』を発刊した。震災前の街並みを地図に再現して後世に遺そうとする試みで、作成には日本民俗建築学会や多摩美術大学が協力している。(写真6-43)

これはまさにデジタル・データの活用成果で、地図情報がなければ到底成しえない作業である。この図書のあとがきでは「縮尺は正確に家の形状もわかる範囲で正確に記し、客観的な地図をベースとしながら、暖かみのある表現をとることで、地図上の道をたどって歩いている状態を思い出せることを目標とした」とある。

『小浜町、岩間町の昔、今を未来に』は、太古からの歴史を踏まえ、震災を経て、将来住民はどのような展望を描いているのかという視点で捉えようとする試みである。

地域の歴史は震災から始まったわけではなく、営々と継続しているものであり、震災からの復興を考えていくとき、併せて震災前における地域のあり様を知ることが、大震災は歴史的な一つの出来事として将来に伝えられることができる証しともなり得る。

④ 震災アーカイブのデジタル化

市は、撮影した写真、作成した図面・資料、あるいは市民などから提供された写真・動画などのデジタル化に努めた。デジタル化の方針としては、建設予定の震災メモリアル施設への展示、研究調査用の資料などとして活用することを前提に選定基準を設け、重要度に応じてA、B、Cに分類した。

- ・ Aランク = 一般公開可とし、外来者の研究調査用として対象とするもの。
- ・ Bランク = Aランクに準ずる(写真などの解説はするが、公開は二次的、調査研究用としては補足資料に位置づける)ものとし、加工・権利処理完了後一般公開可とするもの。
- ・ Cランク = AおよびB以外のもので、保存はするが、分類や解説などカテゴリー分けを行わず、内部資料として活用するもの。

デジタル化した写真・図面などはA、Bランクだけで2万点超に達したことを踏まえ、さらに、これら膨大な数の中から目的にあった資料を効果的かつ効率的に検索できるようにするために、カテゴリー別



写真6-43 「あんばさまの町図絵」 記録と記憶をたどり、町を俯瞰するような絵図として、住居が1軒ごとに居住者とともに記載されている。〔令和元(2019)年11月 医療創生大学震災アーカイブ室撮影〕

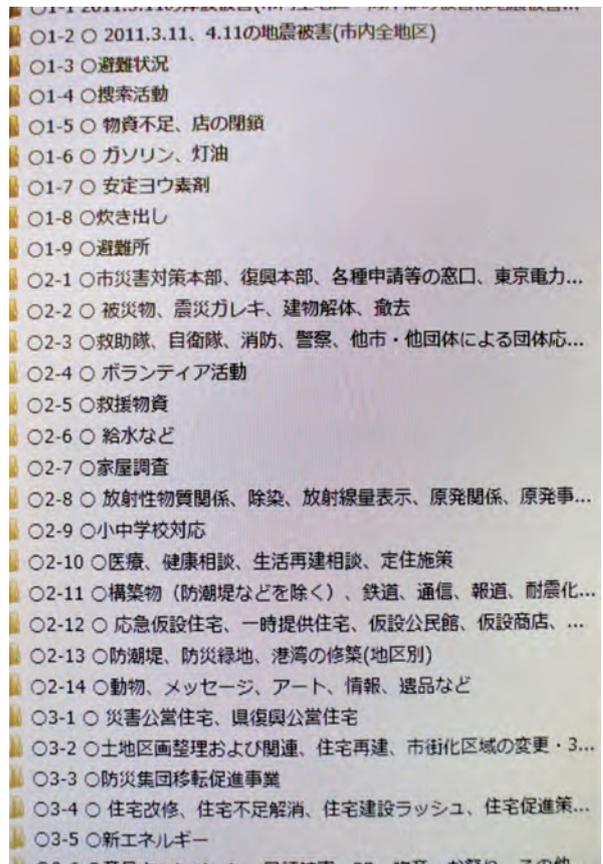


写真6-44 収集した2万点余の写真資料等データをカテゴリ別に分類。〔令和元(2019)年11月 医療創生大学震災アーカイブ室撮影〕

に分類し整理した。(写真6-44)

A およびB データは、1点ずつカテゴリ別に分類し、さらにすべてのデータに内容・年月・場所などを付与した。(写真6-45)

さらに、震災メモリアル施設の展示物を充実させるため、定点ポイントでの写真撮影ならびに収集・整理作業を実施した。震災前の写真データは、別途市が収集している写真群の中から、同位置の写真データを選定した。

なお、これらの一部は、本誌「第5章」のなかで確認できる。



■写真6-45 カテゴリ別に分類した後、写真・資料等データなど1点ずつに年月・場所などのキャプションを付与〔令和元(2019)年11月 医療創生大学震災アーカイブ室撮影〕

⑤「いわき震災伝承みらい館」の建設

市は旧豊間中学校の取り壊しを経て、復興庁の「各市町村につき1か所までを対象として、震災遺構の保存に必要な初期費用を支援する」に応じるため、あらためて事業構築を検討した。

かねてから井戸沢(塩ノ平)断層跡(田人町)、稲荷・秋葉神社(久之浜町)、防潮堤ガレキ(岩間町)など、いくつかの候補を検討したうえ、これまでの取り組み実績を重視し、旧豊間中学校近くの薄磯震災復興土地画整理事業区域内の市有地に、新たに震災メモリアル中核施設を建設した。(写真6-46、6-47、6-48)



■写真6-46 大学研究者による井戸沢(塩ノ平)断層のトレンチ調査・田人町黒田 研究者によると、約1万2,500年前～1万7,000年前に前回の地震(断層活動)があったことが判明した。〔平成27(2015)年7月 京都大学提供〕



■写真6-47 大津波にもかかわらず残った久之浜町久之浜の稲荷・秋葉神社 防災緑地建設のため、若干内側に移転した。〔平成26(2014)年4月 いわき市撮影〕



■写真6-48 岩間海岸に設置された被災防潮堤のモニュメント 防潮堤かさ上げの一角を整備された。〔令和元(2019)年11月 医療創生大学震災アーカイブ撮影〕

平成28年5月には、いわき市の震災経験をあらためて捉えなおし、震災の記憶や教訓を風化させず確実に後世に伝えていくことにより、災害に対する危機意識や防災意識の醸成等に活用していくため、「市震災メモリアル事業方針」を策定した。

「いわき震災伝承みらい館」(以下、「みらい館」と名づけた中核施設は令和2(2020)年5月、薄磯三丁目地内にオープンした。(写真6-49)

第6章 災害を継承して防災の未来づくり

「みらい館」には、展示室、多目的学習室、展望デッキを配置し、震災資料の収集・保管・展示、震災の教訓を体験的に学ぶ場の設定、防災・減災に関する情報の受発信などの機能を備える。

このうち展示室の具体展示では、〔1〕ガイダンス映像(震災語り部などの体験談)、〔2〕地震、津波、原発事故と避難、復旧、復興のパネル展示、〔3〕実物展示、〔4〕津波の映像展示、〔5〕ハンズオン展示(防災グッズなど直接手に触れて学ぶ)、〔6〕パネルタッチ展示(地震発生時や避難所生活をシュミレーションして学ぶほか、震災前後のまちの変遷を写真で見る)、〔7〕VR(バーチャルリアリティー)体験(豊間中学校の解体前)を配置している。(写真6-50)

「みらい館」では、「いわき・ら・ら・ミュウ」のいわき市ライブいわきミュウじあむ「3.11 いわきの東日本大震災展」、「市地域防災交流センター 久之浜・大久ふれあい館」、さらには市内被災沿岸部で整備された防災緑地、久之浜町久之浜の稲荷・秋葉神社、田人町の井戸沢断層(塩ノ平断層)などの震災遺構などを結ぶ拠点的な役割を果たしていくこととしている。(写真6-51)

同館が担う機能は、次のとおりである。

- 〔1〕震災資料の収集継続 = 東日本大震災関連の資料収集は、まだ道半ばであり、まだ発掘されていない情報があるものと考えられる。今後も歴史的観点に立って収集を継続していく必要がある。
- 〔2〕収集資料の多様な活用 = 収集した資料(特にデジタルデータ)を、市民や研究者などに提供、継承していく必要がある。
- 〔3〕人格権(プライバシー権、肖像権など)への配慮 = 資料収集の際には、著作権・所有権などの許諾を得るまでにとどまっており、新たな公開の際には人格権をどのように取り扱うか、方針を明確にする必要がある。
- 〔4〕他災害施設との連携 = 市内には、次の⑥に示す震災伝承施設が、また県内をはじめ全国には多様な災害の伝承施設が存在する。これらの施設と連携を図り、ネットワークを強化する必要がある。
- 〔5〕「いわき震災伝承みらい館」の役割 = 館名の「みらい」が示すように、過去の震災を未来にどのように活かすべきか、考える役割を担う。



写真6-49 いわき震災伝承みらい館の落成式 (令和2(2020)年5月 いわき市撮影)



写真6-50 「いわき震災伝承みらい館」内の展示内容 (令和2(2020)年5月 いわき市撮影)



写真6-51 「市地域防災交流センター 久之浜・大久ふれあい館」の震災コーナーに見入る子どもたち (平成31(2019)年3月 いわきジャーナル撮影)

⑥ 震災伝承ネットワーク協議会に登録された震災伝承施設

東北地方整備局、被災地4県などで構成する「震災伝承ネットワーク協議会」は、震災に関する遺構、慰霊碑、モニュメントなどの施設を公募し、登録する制度を設けた。

東日本大震災の実情や教訓を後世に伝えるため、国内外および次世代に継承することや、地域の交流促進、地方創生および地域の防災力の強化に寄与することを目的としており、4県で192件が一次登録された。

いわき市からは、田人町の井戸沢断層（塩ノ平断層）や、津波や火災から残った久之浜町の稲荷神社、市観光物産センター「いわき・ら・ら・ミュウ」内の「いわき市ライブいわきミュージアム『3.11 いわきの東日本大震災展』」など16件が登録されている。（写真6-52、6-53）

「震災伝承施設」の定義は、東日本大震災から得られた実情と教訓を伝承する施設のうち、以下の項目のいずれか一つ以上に該当する施設をいう。（表6-1）

- [1] 震災の教訓が理解できるもの
- [2] 震災時の防災に貢献できるもの
- [3] 災害の恐怖や自然の畏怖を理解できるもの
- [4] 災害における歴史的、学術的価値のあるもの
- [5] その他（災害の実情や教訓の伝承と認められるもの）

ほかにも、平成27年3月には中之作字川岸の漁港前に震災石碑が建てられた。

このほか、小名浜港のブイ（全長4.5m）が、平成25年1月にアメリカ・ハワイ州カウアイ郡で見つかった。東日本大震災の津波で海流に乗って約1万1千kmを漂着したものと考えられ、平成26(2014)年5月、カウアイ島ポート・アレン港近くに記念碑として展示された。（写真6-54）

市は同郡と姉妹都市であることもあって、完成記念式典にも参加した。



■写真6-52 「断層から学ぶこと見学会」に集った市民など・田人町の塩ノ平断層が表出した誘発地震 東日本大震災の震度と同じだったが、大震災の記憶・記録に埋もれがち。（平成27(2015)年3月 いわき市撮影）



■写真6-53 「いわき・ら・ら・ミュウ」内の「いわき市ライブいわきミュージアム『3.11 いわきの東日本大震災展』」(常設) (令和元(2019)年11月 医療創生大学震災アーカイブ室撮影)



■写真6-54 カウアイ郡に建てられた記念碑 (平成30年(2018)年8月 いわき市撮影)

第6章 災害を継承して防災の未来づくり

■表 6-1 震災伝承施設登録一覧

分類	施設名	所在地	要件
第3分類	アクアマリンふくしま	小名浜字辰巳町	第2分類のうち、案内員の配置や語り部活動など、来訪者の理解し易さに配慮している施設
	いわき・ら・ら・ミュウ内いわき市ライブいわきミュウじあむ「3.11いわきの東日本大震災展」	小名浜字辰巳町	
	市地域防災交流センター久之浜・大久ふれあい館	久之浜町久之浜字中町	
	いわき震災伝承みらい館	薄磯三丁目	
第2分類	井戸沢断層	田人町黒田字塩ノ平地内	第1分類のうち、公共交通機関などの利便性の高い、近隣に有料または無料の駐車場があるなど、来訪者が訪問しやすい施設
	沼ノ内防災緑地	平沼ノ内字浜街地内	
	薄磯防災緑地	薄磯一丁目、三丁目地内	
	豊間地区東日本震災慰霊碑	平豊間字下町	
	永崎防災緑地	永崎字川畑地内	
	岩間防災緑地	岩間町岩下地内	
	四倉防災緑地	四倉町上仁井田字東山地内	
	豊間防災緑地	平豊間字塩場地内	
震災伝承看板 津波被害からいち早く再開した地域振興の拠点（道の駅よつくら港）	四倉町5丁目		
第1分類	稻荷神社	久之浜町久之浜字東町	「震災伝承施設の定義」の項目のいずれか一つに該当する施設
	末続地区東日本大震災之碑	久之浜町末続字岸内	
	久之浜・大久地区東日本大震災追悼伝承之碑	久之浜町久之浜字東町(稻荷・秋葉神社付近)	

(6) 未来に伝承する力

① 津波来襲からの避難を訴える言葉

平成 29(2017)年 3 月、薄磯地区で犠牲となった住民の名前を刻んだ「薄磯地区東日本大震災慰霊碑」が修徳院のとなり建立された。碑には「大きな地震が来たらすぐ避難する」と誓いの言葉が記された。(写真 6-55、6-56)

久之浜・大久地区の東日本大震災追悼伝承之碑には「大地震が起きたら大津波が来る。直ぐ逃げろ、高台へ。一度逃げたら絶対戻らな」と赤字で刻まれている。自分たちの経験を教訓とするよう後世に呼びかけている。(写真 6-57)



■写真 6-55 海岸線約 60km を持ついわき市では、津波による被害が甚大・平薄磯 海辺の集落は、一瞬のうちに津波にのみ込まれ、消えてしまった。〔平成 23(2011)年 3 月 25 日 陸上自衛隊第 8 普通科連隊撮影〕



■写真 6-56 薄磯地区の修徳院脇に立つ慰霊碑 (平成 29(2017)年 3月 いわき民報社撮影)



■写真 6-57 久之浜町市街における東日本大震災追悼伝承の碑 (平成 30(2018)年 9月 いわき民報社提供)

② 大震災の記憶がない世代への伝承

令和 3(2021)年 3月、東日本大震災の惨事から 10 年を迎える。当然のことながら、0 歳児は 10 歳にまで成長し、確実に大震災を知らない世代が増えていく。その一方で、地球温暖化や世界規模の経済活動は、これまでの自然災害に変容をもたらし、今後起こり得る地震や風水害は、これまでとは違ったものになるだろう。

現に、令和元(2019)年 10 月の東日本台風により、いわき市はこれまでにない甚大な被害を被っている。

このような自然環境にあって、私たちはどのように生命を守り、被害を最小限に食い止めることができるか試されていると言えるだろう。震災経験をどのように伝承し備えを怠らないか、また進む風化をどれだけとどめることができるか、課題は大きい。

教育現場では、震災を経験していない世代を対象に、防災に関する映像やかるたを使った授業など、さまざまな試みが成されている。(写真 6-58、6-59)

震災後、いわき市は防潮堤のかさ上げや津波防災緑地の建設などの復興を進めるとともに、被災した多くの市民は土地区画整理事業の造成地や災害公営住宅へ移り、新たな生活を始めており、直接的なハード整備を終え、「創生」という新しい段階にさしかかろうとしている。

東日本大震災によって、原発事故の長引く風評や廃炉への道筋など、多くの課題を残しつつ、多くの貴重な生命や財産、文化的な価値を持つものが失われ、その代わり多くの糧を得て新しい伝承を紡ぎ出そうと歩み始めている今、その歩みを確かなものにするためには、新しい力が必要である。先人が築



■写真 6-58 防災教育授業・豊間小学校 将来の災害危機に備えるため、子どもたちへ防災教育 (平成 27(2015)年 6月 いわき市撮影)



■写真 6-59 「いわき防災サマーキャンプ in 勿来」で応急手当を学習 (平成 25(2013)年 7月 いわき市撮影)

第6章 災害を継承して防災の未来づくり

いてきた有形無形の経験や英知を活かし、どのように伝えることができるかが、「災害を克服する力強いまち・いわき」という新しい「いわき市」の災害対応力を備えたまちづくりにつながる。(写真6-60、6-61)



■写真 6-60 磐城高校天文地質部が市消防本部で津波研究発表
〔平成 24(2012)年 9月 いわき民報社撮影〕



■写真 6-61 子どもたちの祈り・豊間海岸の「東日本大震災 三回忌供養キャンドル」〔平成 25(2013)年 3月 いわき市撮影〕